県営住宅入居者の各種手続き

県営住宅に入居されている方が必要となる手続きについてご案内します。

県営住宅の制度や概要については、こちらをご覧ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分野 | 内　容 | 必要書類 | 提出先 |
| 様式名 | 添付書類 |
| 収入 | 入居名義人又は同居親族が就職、転職した | 県営住宅入居者収入申告書 | ・収入額再認定の申出書・収入状況が分かる書類（市町村長発行の課税（所得）証明書、源泉徴収票、給与支払証明書等） | 指定管理者 |
| 入居名義人又は同居親族が退職した | 県営住宅入居者収入申告書 | ・収入額再認定の申出書・無職・無所得に関する申告書・退職したこと及び退職日が記載された書類（雇用保険受給資格者証・離職票の写し、退職証明書等） | 指定管理者 |
| 病気や失業等により収入が著しく減少したため、家賃減免申請をしたい減免基準等についてはこちら | 県営住宅家賃減免（敷金免除、徴収猶予）承認申請書 | ・源泉徴収票、給与支払証明書・年金振込通知書の写し又は公的年金等の源泉徴収票の写し・児童扶養手当証書の写し・生活保護被保護世帯であることの証明書・障がい者手帳の写し・雇用保険受給資格者証・離職票の写し、退職証明書・仕送り、養育費を受領している場合、金額が分かる書類（通帳等の写し） | 指定管理者 |
| 同居親族 | 出生、死亡、転出、転入等により同居者に異動があった※　転入は、以前同居していた親族に限ります。 | 同居者異動届 | ・異動の内容を証する書類（住民票の写し等）・市町村長発行の課税（所得）証明書 | 指定管理者 |
| 新たに同居をさせたい親族がいる同居承認基準はこちら | 同居承認申請書 | ・同居しようとする者の住民票の写し・入居名義人と同居者との関係を証する書面（戸籍謄本等）・同居しようとする者、入居名義人、同居者の市町村長発行の課税（所得）証明書・給与支払証明書 | 指定管理者 |
| 入居承継 | 入居名義人が死亡又は退去したので入居を承継したい承継基準はこちら | 県営住宅入居承継承認申請書 | ・入居名義人が死亡又は退去したことが分かる書面（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等）・申請者及び同居者に係る市町村長発行の課税（所得）証明書 | 指定管理者 |
| 不在届 | 出張や入院など15日以上不在にする | 県営住宅不在届 |  | 指定管理者 |
| 退去 | 退去することになった | ・県営住宅返還届・敷金還付請求書 |  | 指定管理者 |
| 駐車場利用条件はこちら | 新たに利用をしたい | 駐車場利用申込書 |  | 指定管理者 |
| 自動車を買い換えたい（契約者及び名義は変更なし） | ・駐車場利用申込書・駐車場返還届 | ・交付済みの駐車場利用許可証 | 指定管理者 |
| 名義を変更したい（入居名義人が使用していたが、子が使用することになった等） | ・駐車場利用申込書・駐車場返還届 | ・交付済みの駐車場利用許可証 | 指定管理者 |
| 駐車場を返還したい | 駐車場返還届 | ・交付済みの駐車場利用許可証 | 指定管理者 |
| 保管場所使用承諾証明書が必要 | 自動車の保管場所使用承諾証明願出書 | ・岩手県収入証紙400円・廃車、下取りの場合、廃車・下取り証明書・譲渡の場合、自動車譲渡誓約書・駐車場利用許可を受けた自動車と現在利用している自動車が異なる場合、経緯等を記載した申立書と新しい自動車の駐車場利用申込書・自動車の保管場所使用承諾証明願出書等の用紙の郵送を希望の場合は、82円切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒 | 盛岡土木部 |
| 連帯保証人 | 連帯保証人を変更したい※注意点 | 県営住宅入居請書 | ・新連帯保証人の印鑑証明書・新連帯保証人の市町村長発行の課税（所得）証明書 | 指定管理者 |
| 連帯保証人が転居した | 県営住宅連帯保証人住所等変更届 | ・連帯保証人の住民票の写し | 指定管理者 |
| 連帯保証人が死亡した | 県営住宅入居請書 | ・新連帯保証人の印鑑証明書・新連帯保証人の市町村長発行の課税（所得）証明書 | 指定管理者 |
| 住替え（特定入居） | 階段の昇降が難しくなってきたので、１階に住替えしたい | 県営住宅住替登録申請書 | ・医師の診断書・身体障害者手帳その他身体機能上の制限を証する書面※　申請が認められた場合は、新しい住宅に係る県営住宅入居請書（連帯保証人連署）の提出が必要です。 | 指定管理者 |
| 口座振替 | ・新たに口座振替を申し込みたい・振替口座を変更したい | 県営住宅家賃口座振替収納請求書 |  | 指定管理者 |
| 証明書 | 入退去・家賃額の証明がほしい | 証明願 | ・岩手県収入証紙400円分・証明願用紙の郵送を希望の場合、82円切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒 | 盛岡土木部 |

※　市町村長発行の課税（所得）証明書は、15歳以下の親族については不要です。

指定管理者

一般財団法人　岩手県建築住宅センター

住所：盛岡市盛岡駅西通一丁目７番１号　いわて県民情報交流センター（アイーナ）２階

電話：0120-208-201（フリーダイヤル）

　　　019-623-4414、4415

減免基準等

１　減免対象世帯

（１）　収入が著しく低額である

（２）　入居名義人又は同居者の疾病により、療養費が高額となる

（３）　入居名義人又は同居者が災害により著しい損害を受けた

（４）　生活保護法の被保護者であり、家賃額が住宅扶助基準（盛岡市の場合31,000円）を超える場合

２　減免率等

　　減免の可否や減免率は世帯の総収入見込額で判断しますので、給与所得、年金所得のほか、非課税所得である遺族年金、失業保険、児童手当なども世帯収入として計算します。

　　世帯の総収入見込額と世帯人員による減免率は下記のとおりです。

　（１）給与所得世帯等

|  |
| --- |
| 減免の区分等及び総収入の額 |
| 政　令月　収 | 51,751円以上69,001円未満 | 34,501円以上51,751円未満 | 17,251円以上34,501円未満 | 1円以上17,251円未満 |  　　 1円未満 |
| 世帯人員 | １０％減免 | ３０％減免 | ５０％減免 | ７０％減免 | ９０％減免 |
| １　人 | 1,271,001円以上1,478,001円未満 | 1,064,001円以上1,271,001円未満 | 857,001円以上1,064,001円未満 | 650,001円以上857,001円未満 |  650,001円未満 |
| ２　人 | 1,672,000円以上1,984,000円未満 | 1,444,001円以上1,672,000円未満 | 1,237,001円以上1,444,001円未満 | 1,030,001円以上1,237,001円未満 |  1,030,001円未満 |
| ３　人 | 2,232,000円以上2,528,000円未満 | 1,936,000円以上2,232,000円未満 | 1,617,001円以上1,936,000円未満 | 1,410,001円以上1,617,001円未満 |  1,410,001円未満 |
| ４　人 | 2,776,000円以上3,072,000円未満 | 2,484,000円以上2,776,000円未満 | 2,184,000円以上2,484,000円未満 | 1,888,000円以上2,184,000円未満 |  1,888,000円未満 |
| ５　人 | 3,316,000円以上3,612,000円未満 | 3,024,000円以上3,316,000円未満 | 2,728,000円以上3,024,000円未満 | 2,432,000円以上2,728,000円未満 |  2,432,000円未満 |
| ６　人 | 3,828,000円以上4,088,000円未満 | 3,564,000円以上3,828,000円未満 | 3,268,000円以上3,564,000円未満 | 2,972,000円以上3,268,000円未満 |  2,972,000円未満 |
| ７　人 | 4,304,000円以上4,564,000円未満 | 4,044,000円以上4,304,000円未満 | 3,784,000円以上4,044,000円未満 | 3,516,000円以上3,784,000円未満 |  3,516,000円未満 |
| ８　人 | 4,780,000円以上5,036,000円未満 | 4,520,000円以上4,780,000円未満 | 4,260,000円以上4,520,000円未満 | 4,004,000円以上4,260,000円未満 |  4,004,000円未満 |

（２）　事業所得世帯

　　　　下記の表で給与収入額に換算し、２（１）の表にあてはめ、減免率を求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 必要経費を除いた所得額（Ａ） | 換算式 |
| 0円～977,999円 | Ａ　＋　650,000円 |
| 978,000円～1,080,000円 | Ａ　÷0.6 |
| 1,080,001円～2,340,000円 | （Ａ　＋　180,000円）÷0.7 |
| 2,340,001円～4,740,000円 | （Ａ　＋　540,000円）÷0.8 |
| 4,740,001円～7,800,000円 | （Ａ　＋　1,200,000円）÷0.9 |

（３）　生活保護世帯

　　　　生活保護法の被保護者であり、家賃額が住宅扶助基準（盛岡市の場合31,000円）を超える場合は、その超える額を減免します。

３　減免期間

　　減免を受ける場合、年度毎に申請が必要です。

　　また、就職等により収入が増加することとなった場合は、県営住宅入居者収入申告書等を必ず提出してください。

同居承認基準

　同居承認は、次の場合にのみ認められます。

　１　同居者が入居者の親族であること。

　２　同居によって世帯の収入が収入基準を上回らないこと。

　３　入居者に家賃滞納などがないこと。

入居承継基準

　入居承継は、入居名義人が死亡し、又は退去した時に同居していた者配偶者、高齢者及び障がい者、生活保護受給者等の場合のみ可能となります。

　なお、承認申請者の同居期間が１年未満の場合は承継は認められません。（当初入居時からの同居親族を除く。）

　また、家賃滞納がある場合は、承継は認められません。

駐車場利用条件

　家賃及び駐車場利用料の滞納がある場合、駐車場の利用は認められません。

　また、駐車場を入居者以外の方に転貸することは禁止しています。

連帯保証人変更時の注意点

　家賃滞納がある場合、連帯保証人の変更は認められていません。